

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 1 9 号

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年瀬戸市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 <省略> 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) <省略> (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9, 7 0 0 円</u> とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、 <u>1 万 4, 5 0 0 円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる	(補償基礎額) 第5条 <省略> 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) <省略> (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9, 1 0 0 円</u> とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、 <u>1 万 4, 2 0 0 円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる

。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)から(6)まで <省略>

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数に乘じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とするものとする。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及	9,700	10,500	11,300

。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)から(6)まで <省略>

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数に乘じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とするものとする。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及	9,100	9,950	10,800

ひ団員				ひ団員			
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた瀬戸市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。